

# 平成22年度 大東市教育委員会 9月定例会 会議録

## 1. 開催年月日

平成22年9月17日（金） 午後2時00分～午後3時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（5名）

- ・教育委員長 田中 美穂
- ・教育委員長職務代理者 小南 市雄
- ・教育委員 小倉 秀夫
- ・教育委員 金林 良子
- ・教育長 中口 馨

## 4. 出席説明員（15名）

- ・学校教育部長 中岡 亘
- ・学校教育部指導監兼教育研究所長 山本 克
- ・生涯学習部長 亀岡 治義
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長 大西 秀信
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 中田 のぶ子
- ・学校教育部教育政策室課長 渡部 直実
- ・学校教育部教育政策室課長 品川 知寛
- ・学校教育部学校管理課 中西 均
- ・学校教育部教育研究所総括参事兼主任  
研究員 武内 秀人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 植木 眞一郎
- ・学校教育部教育政策室課長参事 橋本 芳登
- ・学校教育部教育政策室課長参事  
兼北条青少年教育センター所長 辻岡 博
- ・学校教育部教育政策室主幹  
兼野崎青少年教育センター所長 尾崎 光洋
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 植田 栄一
- ・学校教育部教育政策室上席主査 佐々木 由美

## 5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教委議案第20号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 教委議案第21号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第4 教委報告第2号

平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（確定版）について

日程第5 一般業務報告

## 6. 議案書

教委議案第20号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり制定する。

平成22年9月17日提出

大東市教育委員会  
教育長 中 口 馨

理 由

大阪府条例第4号「教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正され、勤務時間が短縮されたことを受け、大東市立学校に勤務する府費負担教職員の勤務時間の割振りに関して改正を行うため。

【資料】

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

平成22年9月17日  
教委規則第6号

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後5時15分までの8時間」を「午後5時までの7時間45分」に、「午後5時15分までの範囲内」を「午後5時までの範囲内」に改める。

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 新旧対象表

改正後	改正前
第1条（略）  （勤務時間の割振り） 第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、別に定めるものとする。	第1条（略）  （勤務時間の割振り） 第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの8時間（休憩時間を除く。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内（休憩時間を除く。）で、別に定めるものとする。
2～3（略）	2～3（略）
第3条～第6条（略）	第3条～第6条（略）

教委議案第 21 号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 22 年 9 月 17 日提出

大東市教育委員会  
教育長 中 口 馨

理 由

大東市立幼稚園の入園金の納入方法の変更、並びに強制退園基準の明確化を図るため、所要の改正を行う。

【資 料】

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

平成 22 年 9 月 17 日  
教委規則第 5 号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和 46 年教委規則第 6 号）の一部を次のとおり改める。

第 4 条第 1 項中「入園を許可された月の末日（12 月または 3 月にあつては 25 日。次条第 1 項において同じ。）」を「委員会の指定する期日」に改める。

第 5 条第 1 項中「その月の末日」の次に「（12 月および 3 月にあつては 25 日。）」を加える。

第 14 条第 3 項中「3 か月以上にわたり納入しないとき」を「3 か月分滞納したとき」に改める。

様式第 1 号および様式第 3 号中「大東市教育委員会 様」を「（あて先）大東市教育委員会」に改める。

様式第 5 号中「大東市立 幼稚園長 様」を「（あて先）大東市立幼稚園長」に改める。

様式第 6 号中「大東市教育委員会 様」を「（あて先）大東市教育委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(入園金)</p> <p>第4条 入園を許可された幼児の保護者は、<u>入園を許可された月の末日(12月または3月にあつては25日。次条第1項において同じ。)</u>までに入園金を納付しなければならない。</p> <p>2 委員会は、入園金の納付のない場合は、入園の許可を取り消すことができる。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 保護者は、毎月の保育料をその月の末日までに納付しなければならない。</p> <p>2 月の中途において休園および退園した場合の保育料は、その都度当該月分の全額を納付しなければならない。</p> <p>(出席停止または強制退園)</p> <p>第14条 園長は、感染症およびそのおそれのある園児または性行不良で他の園児の保育上妨げがあると認める園児は、一時その出席を停止することができる。</p> <p>2 園長は、正当な事由がなく欠席が1か月以上に及ぶときは、委員会の承認を得て退園を命じることができる。</p> <p>3 委員会は、保護者が保育料を<u>3か月以上にわたり納入しないときは、退園を命じることができる。</u></p>	<p>(入園金)</p> <p>第4条 入園を許可された幼児の保護者は、<u>委員会の指定する期日までに入園金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、入園金の納付のない場合は、入園の許可を取り消すことができる。</p> <p>(保育料)</p> <p>第5条 保護者は、毎月の保育料をその月の末日(<u>12月および3月にあつては25日。)</u>までに納付しなければならない。</p> <p>2 月の中途において休園および退園した場合の保育料は、その都度当該月分の全額を納付しなければならない。</p> <p>(出席停止または強制退園)</p> <p>第14条 園長は、感染症およびそのおそれのある園児または性行不良で他の園児の保育上妨げがあると認める園児は、一時その出席を停止することができる。</p> <p>2 園長は、正当な事由がなく欠席が1か月以上に及ぶときは、委員会の承認を得て退園を命じることができる。</p> <p>3 委員会は、保護者が保育料を<u>3か月分滞納したときは、退園を命じることができる。</u></p> <p><u>付 則 (平成22年教委規則第5号)</u> <u>この規則は、平成22年10月1日から施行する。</u></p>

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

現行	改正案																																								
<p style="text-align: center;">様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">入園願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大東市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">保護者名 印</p> <p>次の者を 幼稚園に入園させたいので、許可して下さるようお願いいたします。</p>	<p style="text-align: center;">様式第 1 号(第 2 条関係)</p> <p style="text-align: center;">入園願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(あて先) 大東市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: center;">保護者名 印</p> <p>次の者を 幼稚園に入園させたいので、許可して下さるようお願いいたします。</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ふりがな</td> <td colspan="4">生年月日 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>大東市</td> <td>電話</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">現在の幼稚園・保育所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	ふりがな	生年月日 年 月 日生				幼児名	続柄		性別		現住所	大東市	電話			現在の幼稚園・保育所名					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ふりがな</td> <td colspan="4">生年月日 年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td>続柄</td> <td></td> <td>性別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>大東市</td> <td>電話</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">現在の幼稚園・保育所名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	ふりがな	生年月日 年 月 日生				幼児名	続柄		性別		現住所	大東市	電話			現在の幼稚園・保育所名				
ふりがな	生年月日 年 月 日生																																								
幼児名	続柄		性別																																						
現住所	大東市	電話																																							
現在の幼稚園・保育所名																																									
ふりがな	生年月日 年 月 日生																																								
幼児名	続柄		性別																																						
現住所	大東市	電話																																							
現在の幼稚園・保育所名																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付印</td> <td></td> <td>受付番号</td> <td></td> <td>抽選結果</td> <td></td> </tr> </table>	受付印		受付番号		抽選結果		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">受付印</td> <td></td> <td>受付番号</td> <td></td> <td>抽選結果</td> <td></td> </tr> </table>	受付印		受付番号		抽選結果																													
受付印		受付番号		抽選結果																																					
受付印		受付番号		抽選結果																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">受付票</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">現住所</td> <td style="width: 15%;">大東市</td> <td rowspan="3" style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">受付番号</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td>受付印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(注)</td> </tr> </table>	受付票				現住所	大東市		受付番号	幼児名			保護者名		受付印	(注)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">受付票</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">現住所</td> <td style="width: 15%;">大東市</td> <td rowspan="3" style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%;">受付番号</td> </tr> <tr> <td>幼児名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護者名</td> <td></td> <td>受付印</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(注)</td> </tr> </table>	受付票				現住所	大東市		受付番号	幼児名			保護者名		受付印	(注)							
受付票																																									
現住所	大東市		受付番号																																						
幼児名																																									
保護者名			受付印																																						
(注)																																									
受付票																																									
現住所	大東市		受付番号																																						
幼児名																																									
保護者名			受付印																																						
(注)																																									

この受付票は、 抽選時に必要です ので大切に保管し てください。		
---	--	--

様式第 3 号(第 7 条関係)

減免申請書

大東市教育委員会 様

大東市立 幼稚園  
園児名  
住所 印  
保護者名

次のとおり	入園金 保育料	を減免くださ るよう関係書 類を添えてお 願います。
-------	------------	-------------------------------------

記

減免の理由	
減免の額	円
減免の期間	月から 年度 月まで

様式第 5 号(第 12 条関係)

休園願

年 月 日

大東市立 幼稚園長 様

住所  
保護者名 印

下記理由のため、 年 月 日か  
ら 年 月 日まで休園させていた  
だきたくお願いいたします。

記

園児名	組
-----	---

この受付票は、 抽選時に必要です ので大切に保管し てください。		
---	--	--

様式第 3 号(第 7 条関係)

減免申請書

(あて先) 大東市教育委員会

大東市立 幼稚園  
園児名  
住所 印  
保護者名

次のとおり	入園金 保育料	を減免くださ るよう関係書 類を添えてお 願います。
-------	------------	-------------------------------------

記

減免の理由	
減免の額	円
減免の期間	月から 年度 月まで

様式第 5 号(第 12 条関係)

休園願

年 月 日

(あて先) 大東市立 幼稚園長

住所  
保護者名 印

下記理由のため、 年 月 日  
から 年 月 日まで休園させてい  
ただきたくお願いいたします。

記

園児名	組
-----	---

休園理由

休園理由

様式第 6 号(第 13 条関係)

様式第 6 号(第 13 条関係)

退園願

退園願

年 月 日

年 月 日

大東市教育委員会 様

(あて先) 大東市教育委員会

住所

住所

保護者名

保護者名

印

印

下記理由により退園させていただきたくお  
願ひいたします。

下記理由により退園させていただきたくお  
願ひいたします。

記

記

園児名	組
-----	---

園児名	組
-----	---

退園理由

退園理由

退園日 年 月 日

退園日 年 月 日

転出先 住所

転出先 住所

電話

電話

転出先幼稚園・保育所名

転出先幼稚園・保育所名

住所

住所

電話

電話

大東市立 幼稚園

大東市立 幼稚園

園長 印

園長 印

## 教委報告第2号

平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（確定版）について

平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（確定版）を作成したので、次のとおり報告する。

平成22年9月17日提出

大東市教育委員会  
教育長 中 口 馨

### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書（確定版）を作成し、議会に提出したのでこのとおり報告し、あわせて公表するため。

### 【資 料】

#### 教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検・評価（確定版）作成の経過と改正点

#### 1. 平成21年度の経過について

##### （1）平成21年度の事務事業評価

①平成21年4月～平成21年12月までの「暫定版」

⇒ 平成22年3月全員協議会報告

②平成21年4月～平成22年3月までの「確定版」

⇒ 平成22年9月の全議員議案説明会で報告

③次年度以降は「確定版」のみを9月での報告とする。

## (2) 評価報告書【確定版】の改正点について

### ・平成22年3月報告会での指摘事項

①財政指標的な金額の表示がなされていない。

⇒ 決算額を表示

②評価項目の見直し

・「暫定版」では進捗状況のみの評価となっている。

・評価する場合に個別評価および総合評価の基準を5段階評価（A・B・C・D・E）とする。

・教育委員会内部の評価だけで良いのか。（外部評価が必要では）

⇒ 外部評価も盛り込むこととし、コメントも記載する。

・外部評価は総合評価での評価とする。

## 2. 平成22年度評価報告書【確定版】の検討内容について

別添「平成21年度事務事業評価【確定版】の追加事項」（案）のとおり

(1) 決算数値

(2) 成果指標

## 3. 学識経験者意見聴取について

※

「平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」  
(大東市ホームページにおいて公開しています。)

## 7. 会議録

田中委員長

ただ今から、平成22年大東市教育委員会9月定例会の開催に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

中岡部長

本日、委員の出席状況でございますが、全員の出席でございます。

田中委員長

全員の出席で、定足数に達していますので、ただ今から平成22年大東市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1 本日の定例会の会議録署名委員指名を行います。

植木課長参事

会議録署名委員は、会議規則第6条第2項の規定により、委員長において「小倉委員」を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第2 教委議案第20号 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について説明を求めます。

それでは、教委議案第20号 「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」提案理由を説明させていただきます。本提案は、「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の一部を改正する規則について、制定するものでございます。理由といたしましては、大阪府条例第4号「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正され、勤務時間が短縮されたことに伴い、大東市立学校に勤務する府費負担教職員の勤務時間の割振りに関して、それを定める本市規則の所要の改正を行うためでございます。

具体的な改正内容について、本市規則である「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」の第2条第1項中「午後5時15分までの8時間」を「午後5時までの7時間45分」に「午後5時15分までの範囲内」を「午後5時までの範囲内」に改める。この2点が改正点となります。

参考資料でございます新旧対照表をご確認ください。この改正の根拠となるのは、大阪府の条例第4号「教員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が先立って本日の提案内容の時間に改正されたことによるもので、すでに本年3月30日に改正されております。ただ、施行はされていない状態で、今月14日に施行期日

を定める規則が公布されたところでございます。この公布に基づきまして、今後、大阪府により「府立学校規則」が改正され、準則となる「市町村立学校規則」が順次改正されることとなっており、追って大阪府から各市町村に通知される予定でございます。よって、本日の提案書類には、大阪府からの通知を添付することができておりませんが、大阪府条例が改正・公布されたことにより、本市規則の改正は必然となりますため、10月1日の施行に向けて本日提案させていただいているものです。最終通知はございませんが、参考資料として府条例の改正部分を添付いたしました。本提案に係る要点は、枠囲みの部分になります。また、その条例文の前に施行期日を定める規則の公布文を添付いたしております。本日の提案と同様の内容となりますので説明は省かせていただきますが、ご参照ください。

以上、ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

田中委員長

一部を改正する規則について提案をいただきました。

何か質問等ございませんか。

小南委員

教職員が勤務時間外の勤務についての扱いはどのようになっているのですか。

植木課長参事

教職員の時間外勤務につきましては、時間外勤務手当の扱いではなく、調整額の4%として補償されておりまして、今までと変わりなく必要最低限でおこなっていく扱いでございます。

田中委員長

他に質問等はございませんか。

・ ・ ・ 質問等なし ・ ・ ・ ・

それでは、採決を取らせていただきます。

「大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」賛成の方は挙手をお願い

中西課長

いたします。

—全委員、挙手—

ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。

次に、日程第3 教委議案第21号 「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」説明を求めます。

日程第3 教委議案第21号 「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」提案理由を説明させていただきます。

本提案は、「大東市立幼稚園条例施行規則」の一部を改正する規則について、制定するものでございます。

理由といたしましては、大東市立幼稚園の入園金の納入方法の変更、並びに強制退園基準の明確化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容について、資料「教委規則第5号」をご覧ください。本市規則である「大東市立幼稚園条例施行規則」第4条第1項中「入園を許可された月の末日（12月または3月にあつては25日。次条第1項において同じ。）」を「委員会の指定する期日」に改める。第5条第1項中「その月の末日」の次に「（12月および3月にあつては25日。）」を加える。第14条第3項中「3か月以上にわたり納入しないとき」を「3か月分滞納したとき」に改める。様式第1号および様式第3号中「大東市教育委員会 様」を「（あて先）大東市教育委員会」に改める。様式第5号中「大東市立 幼稚園長様」を「（あて先）大東市立 幼稚園長」に改める。様式第6号中「大東市教育委員会 様」を「（あて先）大東市教育委員会」に改める。この規則は、平成22年10月1日から施行する。参考資料といたしまして、現行と改正案を記載

した新旧対照表を添付しておりますのでご確認ください。

現在は、12月の入園予定健康診断時に入園許可をし、その月の末日までに入園金を納めていただくことになっておりますが、口座振替の手続きに時間がかかるため、やむを得ず4月に利用料と一緒に入園金をいただき入園後の納付となっております。そのため入園金を滞納される方がおられるため、今回10月20日の入園決定日に入園許可書をお渡しし、11月30日を納付期限とし、12月中旬の入園予定健康診断時に入園金の領収書を持参していただき、納付確認ができた園児のみが健康診断を受診していただき、入園許可をするものでございます。納付確認できなかった保護者につきましては、入園許可の取り消しをするものでございます。これによって、入園金の滞納がなくなるものと考えております。

以上、ご審議のうえ、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

田中委員長

一部を改正する規則について提案をいただきました。

何か質問等ございませんか。

小倉委員

現在では、入園金等の納付がない場合、入園の許可を取り消したり、退園を命じたことはございますか。

中西課長

現在では入園の許可を取り消したり、退園を命じたことはございません。改正後は、入園金等の滞納をなくすために入園金の納付確認をし、納付の確認が出来ない場合は、入園許可を取り消すことといたします。

小南委員

入園金等の督促を行うのでしょうか。

中西課長

文書、電話等で督促をいたします。

田中委員長

他、質問等ございませんか。

・・・質問等なし・・・

それでは、採決を取らせていただきます。「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

—全委員、挙手—

ただ今提案のあった議案については、全員一致により原案のとおり可決いたします。

次に、日程第4 教委報告第2号 「平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（確定版）について」報告をお願いいたします。

品川課長

それでは、「平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（確定版）」を作成いたしましたので、報告させていただきます。報告理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する報告書を作成し、議会に提出したのでこのとおり報告し、あわせて公表するためでございます。

平成21年度事務事業評価につきましては、昨年から教育委員会におきまして事務事業評価についてのワーキンググループを立ち上げ、検討会を開催し、今年の3月に「事務事業評価【暫定版】」として全員協議会で報告をさせていただきました。その際に各議員から評価内容について意見・要望があり、確定版の作成に向けて改善・改良を加えるよう指摘がございました。その内容についてですが、まず、①決算額等の数字的な成果指標が示されていないため、その評価事業自体の位置付けや重要性等が不明確である。②決算額のうち単費や国庫補助および府補助等の内訳が示されていない。③評価について年度途中の暫定版ということもあり、進捗状況での評価となっている部分について、評価方法を

細かく見直し、また内部評価のみならず、学識経験者による外部での評価も取り入れる必要がある。といった内容のものでありました。この内容を受け、教育委員会内部で再度、ワーキンググループで評価内容等につきまして検討を加えた結果、暫定版から変更を加えた内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、1ページの2. 点検・評価の対象期間を平成22年度3月までとし、それに対応致しまして4ページの3. 平成21年度の教育委員活動状況につきましても3月末までの記載と致しました。また、各評価項目の21年度の取り組み状況につきましても、3月末までの内容へと変更を加えております。

次に、各議員からの要望に対する改善点についてですが、まず、事務事業の実績と致しまして事業費総額および補助内容・事業費内訳等の記載事項を組み入れ、事業の規模および重要度が分かるようにするとともに事務事業評価を①必要性②有効性③効率性④公平性の項目ごとにそれぞれ評価することとし、最後に総合評価での客観的評価を行うこととし、5段階での評価へと変更いたしました。

また、議員からの指摘によります内部での評価のみでは、甘くなる傾向があるのではということに対しましては、学識経験者による外部総合評価を取り入れ、なおかつ有識者の評価コメントも掲載することへと変更を加えております。

以上が、【確定版】作成におきます大きな改善点でございます。

今回の【確定版】につきましては、全員協議会で提出し、報告させていただきます。

来年度以降におきましても、今年と同様に教育委員会所管の事務事業につきまして、評価すべき事業の選定を厳正に行い、その事業の取り組み内容や効果等につきまして十分検証を行い、事務

事業評価が本市の教育課題の解決と教育環境の充実に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、定例会後「平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（確定版）」を大東市ホームページにおいて公開いたします。

以上、平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（確定版）について報告させていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

田中委員長

平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（確定版）について報告をいただきました。

何か意見等ございませんか。

小南委員

平成21年度の事務事業について評価が低かったものは改善し、よりよい事業を遂行し、評価が高かったものについて引き続き充実した事業を行うようお願いしたいと思います。

田中委員長

他、意見等ございませんか。

・・・意見等なし・・・

次に日程第5 一般業務報告でございます。

内容につきましては、中学校デリバリーランチの試行についてでございます。報告をお願いします。

中西課長

それでは、ご報告いたします。

中学校スクールランチにつきましては、複数の先進市を訪問し、視察、試食を行ってまいりました。また、大阪府内で実績のある3社と面談し、意見交換もおこなって参りました。これらの業者との意見交換、他市の実施状況、さらに昨年実施しました中学校給食の利用希望アンケートの結果から、本市が中学校給食を実施する場合には、デリバリーランチ方式がよいのではないかと

の結論に至りました。

中学校デリバリーランチとは、民間事業者による弁当販売形式での中学生への昼食の提供事業をいいます。実施形態につきましては、事業者が製造した弁当を中学校で販売し、注文の受付から容器の回収まで、すべてを事業者がおこないます。

今回の対象校は南郷中学校生徒数520人、住道中学校生徒数588人、谷川中学校生徒数478人、諸福中学校生徒数302人でございます。試行期間は、平成22年10月5日から平成22年11月30日までの2ヶ月といたします。

販売金額は、一食400円程度でございます。注文、販売等の方法につきましては、購入を希望する生徒は、前日学校が指定する場所で現金を添えて事業者注文する。事業者はクラスと氏名を記載し、注文控えを渡す。弁当の引渡しは、当日の昼休みに、学校が指定する場所で注文控えと引換えとする。喫食後の空容器は、当日の昼休み中に所定の場所で、事業者が回収する。また、残菜は事業者が持ち帰って処理をする。以上、中学校デリバリーランチの施行についての報告でございます。

田中委員長

ただ今の報告内容につきまして、質問等ございませんか。

小倉委員

メニューは前もって分かるのですか。

中西課長

メニューは2週間分事業者からいただきます。

小南委員

今後は全面実施することを検討しているのでしょうか。

中西課長

全面実施するかどうかは今回の試行することによってどれだけの利用率があるか。また、事業者側の採算性等もございまして、今回の試行後検討したいと考えております。

田中委員長

他に質問等ございませんか。

・ ・ ・ 質問等なし ・ ・ ・ ・

次の業務報告でございますが、第31回大東スポーツカーニバ

植田課長

ルの開催について報告をお願いします。

それでは、ご報告いたします。

教育委員会が主催いたします第31回大東スポーツカーニバルを平成22年10月11日（体育の日）午前9時から開会式を市民体育館で行います。オープニングイベントといたしまして、フラダンスを予定しております。実施いたします種目は、市民体育館大体育館でカローリング、市民体育館小体育館で体力測定、四条中学校体育館でキンボール、四条中学校グラウンドでグラウンド・ゴルフを行います。昨年好評でしたウォーキングにつきましても今年も実施いたします。委員の皆様方には大変お忙しいと存じますがご出席していただきまして、各選手に激励していただきますようよろしくお願いいたします。

ただ今の報告内容につきまして、質問等ございませんか。

・ ・ ・ 質問等なし ・ ・ ・ ・

それでは、よろしくお願いいたします。

他に報告はございませんか。

・ ・ ・ 報告なし ・ ・ ・

田中委員長

（委員） なにか質問等ございませんか。

小南委員

北条・野崎青少年教センターで学力向上特別学習会をされていますが、今後全中学校区で同じような取り組みをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

山本指導監

両センターで行っている学力向上特別学習会につきましては、今年度はセンター事業でございます。現段階では事業の拡大は検討しておりませんが、今後両センターでの様子を見て検討していきたいと考えております。

小南委員

検証していただき、検討のほどよろしくお願いいたします。

2学期に入りまして、各校園行事が続きますので、生徒（児童）

田中委員長

同士、生徒(児童)と先生との信頼関係の構築の機会が多くなります。各校園等成果が上がる取り組みを積極的にしていただきたいと思います。

他、質問等ございませんか。

・ ・ 質問等なし ・ ・ ・

他に報告等がないようでしたら9月の教育委員会定例会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

平成22年 10月 6日

小南委員長

小倉委員